エ　神奈川県横浜市、静岡県沼津市、大阪府貝塚市及び長崎県佐世保市に対して総務大臣が通知した額に係るもの並びに秋田県大館市に対して総務大臣が通知した額のうち①に係るもの　0.03512

オ　愛媛県大洲市及び西予市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.04917

U令５ ア　神奈川県横浜市及び鳥取県鳥取市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.01431

イ　静岡県浜松市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.02647

ウ　栃木県栃木市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.02862

エ　神奈川県川崎市に係るもの　0.03390

V_n　特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法に基づき指定都市及び保健所設置市が実施する産業廃棄物不法投棄対策事業に係る経費に充てるため平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

W_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.019

イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

W_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.019

イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

W_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.02125

イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02970

W_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.02398

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03108

W_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.02341

イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03124

X_n　石綿対策事業に係る経費に充てるため平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相

エ　神奈川県横浜市、静岡県沼津市、大阪府貝塚市及び長崎県佐世保市に対して総務大臣が通知した額に係るもの並びに秋田県大館市に対して総務大臣が通知した額のうち①に係るもの　0.03512

オ　愛媛県大洲市及び西予市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.04917

V_n　特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法に基づき指定都市及び保健所設置市が実施する産業廃棄物不法投棄対策事業に係る経費に充てるため平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

W_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.019

イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

W_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.019

イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

W_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.02130

イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02976

W_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.02400

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03112

W_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.02344

イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03129

X_n　石綿対策事業に係る経費に充てるため平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相